

明治三十八年九月廿二日

文部省専門学務局長 福原鏡二郎 印

東京帝国大学総長理学博士 山川健次郎殿

(欄外注記4)

明治三十八年九月九日

書記官 (中村恭平) ④

(山川健次郎) ④

書記 (富塚恂) (榎本勝多) ④

総長

(穂積八束) ④

法科大学長 ④

(欄外注記5) 東京帝国大学 第五二〇号 按

今般本学法科大学教授法学博士戸水寛人休職被仰付候処目下適當之後任者無之候ニ付而ハ本月施行スヘキ羅馬法ノ追試験ハ之ヲ施行セス他ノ受験科目ノ成績ニ依リ合格者ヲ定ムル事ニ致度右ハ差掛候義ニ有之候間至急仰裁可候也

年月日

総長

文部大臣宛

上申

290 法科大学教授戸水寛人休職に付ローマ法追試中止の件認

可 [明治三十八年九月二十二日]

(欄外注記1)

文部省 文書課 巳直專四二九号

(欄外注記2)

書記

(富塚恂) (榎本勝多) (宮下鈞太郎) ④

(松永武夫) ④

④

(欄外注記3) 九月十二日付乾第五二〇号ヲ以テ御伺出相成候羅馬法ノ追試験ニ関スル件ハ不得止儀ニ付聞置カレ候条御了知相成度依命此段及通牒候也

明治三十八年九月九日

東京帝国大学法科大学長法学博士 穂積八束 印

東京帝国大学総長理学博士 山川健次郎殿

左記之通之臨時処分ニ付御認可ヲ仰度此段教授会之決議ニ依リ上申致候也

一 明治三十八年九月ニ施行スヘキ羅馬法ノ追試験ハ之ヲ施行セス他ノ受験科目ノ成績ニ依リ合格者ヲ定ムル事

(欄外注記6)

明治三十八年八月廿八日

書記

(中村恭平)

書記官

(山川健次郎)

総長(花押)

法科大学長(八束)

東京帝國大学第五〇二号

按

(欄外注記7)

今般本学法科大学教授法学博士戸水寛人休職〔相成〕〔被仰付〕候ニ付而ハ目下適當ノ後任者無之候間後任者ヲ得候様精々相図リ可申ハ勿論之義ニ候得共差向羅馬法ノ講義并ニ試験ヲ執行難致候ニ付当分羅馬法ヲ欠キ候儘学生ノ及落相定メ候様致度此段相伺候也

年月日

総長

文部大臣宛

(朱書)

追々法科大学第一回追試験ハ来月十一日より相始め候積リ

ニ御座候間為念此段申述置候

(欄外注記8)

東京帝國大学第五〇二号

割印

今般本学法科大学教授法学博士戸水寛人休職被仰付候ニ付而ハ目下適當ノ後任者無之候間後任者ヲ得候様精々相図リ可申ハ勿論之義ニ候得共差向羅馬法ノ講義并ニ試験ヲ執行難致候ニ付当分羅馬法ヲ欠キ候儘学生ノ及落相定メ候様致度此段相伺候也

明治三十八年八月三十日

東京帝國大学総長理学博士 山川健次郎(抹消)

文部大臣 久保田讓殿

追テ法科大学第一回追試験ハ来月十一日ヨリ相始メ候積ニ御座候間為念此段申述置候也

(欄外注記1)

東京帝國大学第九六三号

(欄外注記2)

明治卅八年九月廿三日

(欄外注記3)

総長(山川健次郎)

(穂積八束)

法科大学長

書記官

(中村恭平)

(欄外注記4)

学長の検印を要す(山川健次郎)

(欄外注記5)

九月十二日送達済

(欄外注記6)

本書不用ナレモ参考ノ為綴置クモノナリ

(欄外注記7)

八月卅日送達済

(欄外注記8)

文部省直専四〇二号「8、31配布、文書課印」

「文部省往復」明治三十八年二冊之内甲、A116